

高等学校卒業者の就職は大きく分けて3つの方法があります。

(1) 公務員になる。

公務員とは、区役所や市役所で働く人、警察官、消防士などです。公務員試験（学力試験）で高得点を取らなければ、公務員になれません。そのために、公務員試験対策の予備校に通ったり公務員模試を受験したりして準備をします。簡単にはなることができない職業です。

(2) 縁故で就職する。

縁故就職とは、家族が会社を経営していて、その会社に就職することです。家業を継ぐ人、親族が経営する事業所に就職する人しか該当しない就職方法です。

(3) **学校斡旋で就職する。**

ほとんどの高等学校卒業者の就職方法です。公共職業安定所（ハローワーク）と学校が分担・協力して職業の斡旋をおこない、**学校を通して就職活動をする**（みなさんや保護者の方ではなく、学校が企業に連絡する）こととなります。愛知県の学校斡旋のルールを守って就職活動をしていきます。

愛知県の学校斡旋のルール

- ・ **一人一社しか応募できない。**
- ・ 採用内定をもらったら、辞退できない。
- ・ 職場見学をしたら、応募しないといけない。

〈学校斡旋の流れ〉

① 学校に企業から求人票が届く（7/1～）

② 就職斡旋希望申込書を提出（7月中旬）

③ 就職斡旋先が決定する（7月末）

みなさんが書いた就職斡旋希望申込書をもとに会議で就職斡旋先を決めます

④ 職場見学に行く（8月）

⑤ 学校が企業に応募書類（履歴書、調査書）を郵送する（9/4）

⑥ 就職試験を受ける（9/16～）

内定

不採用

2回目の試験に向けて②～⑥をもう一回。
内定がもらえるまで頑張る！！